

春日井商工会議所会員の皆様へ

『消費税の適正な表示』 へのご協力について

4月1日からの消費税率引上げに際し、増税分の円滑かつ適正な転嫁の確保とともに、消費者に対し解りやすく表示するため、春日井商工会議所は、転嫁・表示カルテルを公正取引委員会に届出しました

つきましては、本趣旨をご理解の上、ご参加・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

表示例

10,000円（本体）+800円（税）

10,000円（本体）（税込 10,800円）

「当店の値札は全て税抜表示となっています」

「消費税は別途いただきます」

後日、統一表示ポスターを送付しますので店内・事業所内に掲示いただきますよう併せてお願い申し上げます。

◆お問合せ先 春日井商工会議所 経営指導課 TEL (0568) 81-4141

消費税の転嫁・表示カルテルを公正取引委員会へ届出しました
～消費税転嫁対策特別措置法に基づき～

春日井商工会議所は、公正取引委員会に対して、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為(「転嫁カルテル」・「表示カルテル」)の実施について届出しました。

消費税の転嫁・表示カルテルについては、消費税増税分の円滑かつ適正な転嫁の確保を目的に消費税転嫁対策特別措置法に基づいて行ったものであり独占禁止法の適用除外となります。

今回届出を行った共同行為は以下の通りです。

【転嫁カルテル】(転嫁の方法の決定に係る共同行為)

- (1) 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格(消費税額分を転嫁する前の価格)に消費税額分を上乗せする旨の決定
- (2) 消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格(消費税額分を転嫁する前の価格)に消費税額分を上乗せする旨の決定

【表示カルテル】(表示の方法の決定に係る共同行為)

- (1) 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示することの決定
- (2) 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「〇〇(税抜価格)」、「〇〇円+税」など、消費税が別途課される旨を明示する旨の決定
- (3) 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者の見やすい場所に、「当店の値札は全て税抜表示となっています」、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定
- (4) 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定
- (5) 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定